

審議会用の会議結果報告書

【担当課】 学校教育課

会議の名称	令和5年度第1回茅野市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和5年 9 月 4 日(月) 午後7時 00 分～午後 8 時 35 分
開催場所	茅野市役所 8階 大ホール
出席者	<p>(出席者)・協議会委員 会長山田教育長、山口委員(諏訪児童相談所所長)、小池委員(長野地方法務局諏訪支局総務課長)、伊佐山委員(臨床心理士)、高城委員(スクールカウンセラー)、小尾委員(茅野市人権擁護委員会委員長)、小倉委員(茅野市PTA連合会会長)、北澤委員(中学校代表)、小口委員(小学校代表)</p> <p>(欠席者)・協議会委員 増澤委員(茅野警察署生活安全課係長)</p> <p>(事務局)・五味こども部長、渡辺学校教育課長、守屋教育指導主事、平田教育支援指導主事、藤木教育支援指導主事、熊谷学務係長</p> <p>(傍聴者)4名</p>
資料	<p>資料1 ・いじめ対応の市の取組み</p> <p>資料2 ・各学校のいじめ防止の取組み</p> <p>研修資料 ・令和3年度データに見る長野県の子どもたち</p> <p>別資料 ・茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例</p> <p>・茅野市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題再調査委員会規則</p> <p>・茅野市学校支援委員会及びいじめ問題調査委員会規則</p> <p>・茅野市いじめ防止等のための基本的な方針</p> <p>・心のよつばのクローバープラン</p> <p>・生きる力を育てる茅野市教育(パンフレット)</p>
公開・非公開の別	一部公開 一部非公開
議題及び 会議結果	
発言者	協議内容・発言内容(概要)

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱書交付</p>
市長	<p>3 市長あいさつ</p> <p>今年度より「茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が施行された。この協議会は、学校や家庭、地域、その他の関係機関が連携を強化して、いじめ問題の克服に向けて、より実効的に取り組みを行うために設置されたものである。学校、家庭、地域、関係機関等が協力し、あらゆる手段を講じて子どもたちの健全育成を図り、いじめを未然に防止し、子どもたちが生き活きと成長できるよう、取り組んでいきたい。</p> <p>いじめの問題というのは、常に我々がアンテナを高くしていないとその芽を摘むことはできない。本日お集まりの皆様から様々な知見をいただき、ご協力をいただく中で、そうしたことに取り組んでいきたいと思っている。</p>
事務局	<p>4 自己紹介</p> <p>5 協議会の趣旨説明</p> <p>いじめ防止対策推進第14条により、協議会を設置することができるとされています。第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題連絡協議会を置くことができるとなっております。</p> <p>これに基づき茅野市は、令和4年度中に条例を整備し、本日この連絡協議会を設置しました。構成メンバーは、学校関係者や関係団体の方、関係団体とは、茅野警察署、諏訪児童相談所、長野地方法務局諏訪支局、臨床心理士、スクールカウンセラー、人権擁護委員、PTA 連合会、本日はまだ決まっておりませんが、法律分野の方1名に加わっていただく予定です。役割としては、このような関係団体有識者の方にお集まりいただき、いじめ防止対策の取り組み状況の把握、その効果等の検証を行うとともに、関係者間の連携を強化することで、より実効的な対策を講じていくための話し合いの場、協議会であります。</p> <p>6 会長選出 (事務局の腹案により山田教育長が会長に選出される。)</p>

<p>会長</p>	<p>7 会長あいさつ</p> <p>いじめの克服に向けて、様々な知見を集め、自由闊達なご意見の中から、新たな方策を常に作り上げていくことが大切かと思えます。どうぞよろしく願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>8 (1)会議の公開・非公開について(事務局より説明)</p> <p>8 (2)報告</p> <p>① いじめ対応の市の取り組みについて</p> <p>いじめは、教育を受けたり、心身の健やかな成長を保障されたりするという子どもの持つ権利を侵害し、人格の形成に重大な影響を与えることだけでなく、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為であるという認識のもと、その対応に当たっています。また、いじめは、いつでもどこでも、どの子にも起こり得るものであるという認識のもと、いじめの問題に真摯に向き合い、いじめ防止の取り組みを推進しています。</p> <p>茅野市では、「21世紀を切り開く、心豊かで、たくましく、やさしい、夢のある人たちの茅野市教育」を教育理念に掲げ、心のよつばのクローバープランにより、偏見・差別を生まない、いじめ防止の対応に取り組んでいます。</p> <p>その一つとして、先ほど市長からの挨拶にもありました通り、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。これは随時改定していくものですので、現在も、現在の状況に応じて改定を進めています。茅野市いじめ問題対策連絡協議会については、先ほど課長が説明した通りです。</p> <p>茅野市学校支援委員会は、その支援委員会の委員に、各学校から毎月報告されるいじめ状況報告の内容を確認していただいたり、専門的な見地から助言・指導を行っていただいたりしています。</p> <p>いじめ問題調査委員会、茅野市いじめ問題再調査委員会につきましては、いじめが重大事案になったときに、行う調査のための委員会です。</p> <p>このように、茅野市は、「いじめ防止等のための基本的な方針」や、協議会、様々な委員会が設置されています。こうした市の取り組みは、市の教育理念の実現に向け、教育委員会では、次のような取り組みを行っています。</p> <p>まず、いじめを含めた学校生活の不安、友人関係の不安等の相談を</p>

受ける、「育ちあいちの」をこども課に設置しています。ここには、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士等の専門家を配置し、相談に応じています。

学校への支援も進めています。いじめ対応の取り組み状況を確認したり、学校からの報告、相談に応じて助言を行ったりして、いじめの初期対応や指導を確実なものにしています。必要に応じて学校に専門家を派遣したり、教育委員会から弁護士等への相談を行ったりもしています。

いじめに対して、学校と教育委員会が情報を共有し、組織的な対応が適切に行われるように学校から教育委員会への報告を毎月行っています。もちろんいじめについて随時学校からの報告や相談も受けています。保護者へは、別資料にありますように、相談窓口や関係機関との連携、支援について、パンフレットにて配布し、周知に努めています。

教職員の研修会も実施しています。市の行政アドバイザーであり、生徒指導提要の編集責任者でもある八並光俊先生を招いての研修会を実施しています。

② 各学校のいじめ防止等の取り組みについて

各学校では、すべての児童生徒がいじめを許さず、自分も相手も大切に、心の通い合う、あたたかな人間関係を築いたり、安心して学習に取り組む、「居場所、生きがい、存在感」を感じたりすることができる学校づくりに取り組んでいます。

そのため、各学校で「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事案」への対応を柱に、いじめの重篤化を防ぐために、実効的な取り組みを進めています。

まず、「未然防止」として、いじめを生まない、許さない学校づくりを進めています。資料にありますように、「心のよつばのクローバープラン」、心豊か、たくましく、やさしい、夢のある、それぞれで、子どもの心を育て、子どもが安心して生活できる学校風土を創出しています。また、「いじめ防止基本方針」の共通理解により、教職員の意識向上と組織的対応を徹底しています。

さらに、いじめを許さない指導の充実を図ったり、保護者、地域の方との共通理解を図ったりしています。

「早期発見」では、軽微ないじめも見逃さない学校づくりを進めています。まず、いじめの定義の正しい理解に基づき、行為の対象になった子どもが心身の苦痛を感じたら「いじめ」であるといういじめの定義に基づき、いじめを認知することを徹底しています。また、毎日の観察や声

掛け、面接等を行い、子どもの様子から初期段階のいじめを素早く認知することにも取り組んでいます。さらにアンケートなど、子どもからの訴えを確実に受けとめる体制の構築にも取り組んでいます。

保護者や地域の方からの情報や訴えも大切にしています。

「早期対応」では、教員が1人で抱え込まず、組織で、一丸となって取り組む学校づくりを進めています。特に、「学校いじめ対策委員会」を核とした対応を行っています。軽微ないじめやトラブルでも、教職員は校長を報告し、すぐに「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめの認知と組織での対応を徹底しています。

被害児童生徒には、その心情に寄り添い、安全の確保と不安解消を図ることに努め、心のケアを含めて、継続的に支援をしています。

被害児童生徒の保護者には、その保護者の理解のもと、問題解決に向けた具体的な取り組みを進めています。

加害児童生徒には、組織的、継続的な指導や観察を行い、いじめは絶対許されない行為であることを理解させます。必要に応じて、警察等とも連携して対処しています。

加害児童生徒の保護者にも、その保護者の理解のもと、問題解決に向けた具体的な取り組みを進めています。もちろん、教育委員会の報告相談を行いますので、その都度、教育委員会による支援を受けています。

被害者加害者だけでなく、図に示しましたように、いじめ集団は被害者、加害者、観衆、傍観者の4層構造になっていますので、観衆、傍観者に対しても指導や心のケアを行っています。

「重大事案」への対応では、いじめを繰り返さない学校づくりを進めています。もちろん、重大事案が発生しないように取り組んでいますが、もし発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その指導に従うようになります。

被害児童生徒の安全の確保と不安解消の支援をまずは行います。加害児童生徒へは更生に向けた指導を行います。

また、他の保護者や地域、関係機関と連携して、問題の解決を図ります。さらに、市の取り組みでお話した委員会への調査協力や報告に努めます。以上が、学校の取り組みです。

- ③ 各学校からの状況報告について
非公開

事務局	(3)意見交換 非公開 9 研修 非公開 10 閉会
-----	--